

---

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君） 日程第3、議案第47号 松崎町個人情報保護条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第47号は、松崎町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（総務課長 山本秀樹君 提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○議長（稲葉昭宏君） 質疑はありませんか。

○6番（福本栄一郎君） 本案は、社会保障と税番号制度に伴って、先ほど総務課長が説明したとおり条例を直すということですが、これはもうすでに松崎町は個人情報保護条例が施行されていまして、その一部改正ということなんですけれども。この中で、審査会設置等というのがありますね、第26条「松崎町情報公開・個人情報保護審査会という」こういうのは設立されているのでしょうかということと、それが1点で。取扱い、公務員は・・・、役場の職員、公務員は地方公務員法で守秘義務があって、それなりの罰則規定がある。なおかつ、税務課の職員は地方税法で縛られている。そういった中で、私が聞きたいのは、いま電算化で松崎町はTKCですか、栃木県の会社。うちは民間の企業です。膨大なデータファイルが蓄積されたものが流出した場合に、その辺の規定はいかなもののでしょうか。

このマイナンバーが、昨日、町長の行政報告の中で、総務課長の方からパンフレットも配られて説明があったわけですが、いろんなデータファイルですね。いま技術の革新でわずかにこんなに小さいチップですよ。莫大な膨大なデータが入っています。

いずれは税金から医療保険から自分の行動範囲全てが入ってくると思うんです。預貯金、株の取引金全て。それが流出された場合には、非常に恐ろしい世の中になる。それを、じゃあ、規制するのは何かというと、法律に基づく、あるいは条例に基づく罰則だと思うんです。その辺の考えをまず1点伺います。

○総務課長（山本秀樹君）　まず、審査会の関係ですが、これにつきましては、いまちょうど人選をしていまして、まだちょっと実際の開催はされておられません。今後委嘱して開催していくというような流れになってきます。

それから、情報漏えいの問題のことにつきましてですけれども、これにつきましては、基本的に議員もご承知だと思いますけれども、町の方のシステム自体では情報系と基幹系と2本立てになっています。情報系というのは、インターネット等に接続をされて、いろんな情報等のやり取りをしたりとかという方の一つのシステム。それから基幹系というのは、庁舎内での業務、独立したシステム、それぞれにセキュリティも被せてあるんですけれども、原則その基幹系の業務は情報系とは付けないというような形になっていますので、そちらの方から漏れて流れていくということは通常はありえません。ただ、ここにもあるとおり、情報端末のところで、どうしても作業をするのに情報系とつながっているところで仕事をするという場合があるわけですね。

年金なんかで漏れたのも、本来基幹系においておくべき事業を、仕事をやるのにどうしてもそちらで使って、そのままそこに残していたがために出ちゃったというようなことがあるわけですが、そういうことをしない限りは、通常は大丈夫という形になります。

ただ、そのやり取りをどうしても作業上そのデータを使ってちょっとまとまる表を作るとかなんとかというのをやった場合は、それからすぐにそこからデータを出して、戻すというような作業をやらないとなかなかそのところのセキュリティはちょっと穴が空くような場合もあるということで、その辺につきましては昨日も説明しましたとおり、職員の研修であるとか、意識の向上とか、そういうものを厳しくやっていかなければならないと思っています。

TKC等につきましては、それぞれ大きな組織でありまして全国的な規模の組織です。このシステムを立ち上げる場合でもいろんな意見聴取等協力もしてもらっている機関ですので、その辺につきましては当然それなりの認識をもって対応してくれていると思います。ただそういう場合に、万が一、仮定の話で法律違反等があって、漏えい等にそういう事業者の責任であるとなった場合は、当然いろんな賠償とか、そういうところの責任問題も出てくるものと思います。

○1番（伴　高志君）　すでに情報が漏えいした場合、非常に恐ろしいケースに関してちゃんと罰則規定を設けた方がいいということで、これは伊豆新聞、8月27日付のもので、新

たに罰則規定を設けているということが出ていますけれども、そうですね。いま総務課長の説明の中で、基本的には、情報系に関わる・・・、情報系と基幹系のその・・・それが別だから、情報系に関わるここの業務が最も漏えいの恐れがあるし、その意識向上だとか職員の研修だとか、そういうことをおっしゃっていたんですけれども、同時に、それに関わる業務の責任という罰則ということに関して、明確にしていかなければ・・・、そうですね。この個人情報のいま・・・、扱いについては簡単に進めることができないのではないのでしょうか。

○総務課長（山本秀樹君） その規定を設ける、設けないということで、今回国の方の指示には番号法に基づいての改正というのは、先ほど言った3点について、定義の改正とか、特定個人情報についての部分、情報端末にあるデータなど、その部分の改正ということできています。

罰則については、番号法の方で規定をされておりまして、要は、その部分の条例等の規定がないということは、番号法自体の取扱いで齟齬があった場合は、その番号法に基づいて、罰則規定が・・・、そこは適用されるからということではないかなと思います。

罰則規定があるのに、なんで今回罰則規定の通知がなかったということは、理由は書いてないので、そのことはわかりませんが、上級条例で番号法に対する違反等をした場合は、そこに書いてあるとおり、あとは無断で加工とか提供をした場合は、4年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金とかという規定がありますので、それが適用されるから条例ではそこはいいんだということだと思います。

○議長（稲葉昭宏君） ほかにありませんか。

○6番（福本栄一郎君） 1番議員の伴議員が言いましたけれども、伊豆新聞に下田市では個人情報保護審議会で答申を出したと・・・、取り扱う職員については、それぞれの罰則が受ける。やはりいま総務課長が説明しましたけれども、法律・・・、個人情報保護法、番号法、これは罰則がありますけれども、これは全般的な日本法律ですから、日本国内全部。だから、それが個々に・・・、県条例しかり、市町村条例しかりで個々の特色をもって・・・、もちろん法律に違反する条例は無効になりますけれども、その範囲でやると私は理解して、解釈していますけれども、その辺は・・・、もう一度、再度お伺いします。

ですけれども、うちの方では、条例で松崎町情報公開・個人情報保護審議会というのがあるじゃないですか。これの活動状況をもう一度お願いいたします。

○総務課長（山本秀樹君） 今回の改正の指示というか、指導の中では、罰則の部分設ける

ということではなかったので、今回我われの方は、先ほど申したような認識の中でいましたけれども、要は条例の中で盛っても・・・、別にあせることはないと思います。その辺については県の方とも相談をしまして、盛る必要があればまた追加で、後に改正等を考えてみることもありかなというふうに思います。

○6番（福本栄一郎君）　ですから、再度ですけれども、この法律が、社会保障・税番号制度、これは施行・・・、もう10月にはいりますよ、これから。

新聞を見ますと、日本年金機構が流出125万件ですか、あるいは150万件とかと言われていきますけれども、当分の間アクセスさせないと書いてあったんです。どういうことですか。

それから、サイバー攻撃を受けた場合に、そのセキュリティというのの関係はどうなっているのでしょうか。

それと、町長にお伺いしますけれども、下田市がこの個人情報保護条例を制定しているのに、なんでやらないんですか。町長の今後の考え方をお伺いいたします。罰則規定を盛り込むか盛り込まないのか、その辺をお伺いいたします。

○総務課長（山本秀樹君）　まずセキュリティの関係ですが、先ほど申し上げましたとおり、昨日も説明したとおり、セキュリティについては、常に新しい最新の体制がとれるよう随時更新、更新というような形で対応しています。今回の番号法等の関係につきましては基幹系のシステムなので、通常であれば、その中に入るということはできないというような形になります。ただ、当然その基幹系にも万が一のこともありますので、当然セキュリティもかけています。これについては、随時対処していくということでご理解をお願いしたいと思います。

それから、罰則の関係でございますけれども、通常では、やっぱりここでは違反した者に対してはということで、下田市の場合は、職員に限定していますね。実施機関で違反した職員はということで、「下田市の職員は」ということで、あえてそこでやっているわけですが、法律では4年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金となっていて、下田市の方は100万円ということになります。その辺はそれぞれの考え方だと思います。

我われの方は当然上級法律で、この法律を犯したのであれば、そこで罰せられるのかなという感じはありますが、先ほど言ったように、オリジナルで松崎町で盛るということで、別にそこは差支えないというようなことでしょうか、その辺についてはもう一度県とも相談をして、入れるべきという我われの方の判断ができれば、それはまた改正をして皆さんにご

審議いただくという形にしたいと思います。

○町長（齋藤文彦君） いま総務課長が答えたわけですがけれども、下田の方の情報を集めて県の方にも聞いて、ちょっと考えてみたいなと思います。

○6番（福本栄一郎君） いわゆる技術革新、IT・・・、これらを法律があとを追いかける。ですから日本年金機構がしかりです。どこでどう悪かったというのなかなかチェックできなかった。だったら松崎町が接続した場合に、いつ誰がどこでチェックしているんですか。情報が漏れているか漏れていないか。これは目に見えないと思うんです。机の引き出しから書類がないとか、ファイルがないかということではなくて、もうパソコンというコンピュータそのものですから、いつどこでばれているか。被害者は絶えず国民というか町民です。我われの安心・安全な生活を守るためにも・・・、情報が今度はもう丸裸になるんですよ。これは。しかも国でさえも、国の機関でさえ、日本年金機構に対しては当分の間アクセス、接続をさせないと言っているじゃないですか。その辺のサイバー攻撃を受けた場合のチェック体制はどうなっているんですか、教えてください。

○総務課長（山本秀樹君） チェック体制は、要はセキュリティをかけて、そこにいろんなウィルスがきたら、こういうウィルスを削除したというようなことでチェックをしています。いずれにしても、情報が漏れいしたかしないか、要は道を歩いている人で泥棒かどうかわからないけれども、それに対処するには、家にカギをかけるしかないということと一緒で、いろんな方法で日々それはカギを丈夫にすれば、またそれを崩すような手法でくるわけですね。それに対して、またそういうウィルスに対してカギをかけるというようなイタチゴッコには当然なろうかと思います。今の現状もそういう形ですので。ただ、そのところで使う我われの方がそこを、起点をいかに少なくするのか、やむを得ず情報系の端末で使っても、それは例えばデスクトップに落として、その端末の中には残さないとか、常にそういう気配りをしながら、そういうリスクを極力抑えるというのは、扱う我われの方のセキュリティでそこは防ぐ。そしてシステム上のものは最新のセキュリティをかけて、カギをかけるということ以外には対応はなかなか難しいのかなと思います。

ただ、そのところは今回、望む、望まないに関わらず、もう国の制度として、こういう形で我われの方もやらなければならないものですから、そのところは情報の漏えい等のないように細心の注意を払って、そして、みんなそういう意識をもって対応するということでございます。

○6番（福本栄一郎君） もう一回お伺いします。情報化、これは国同士もみんなそうなんですけれども、この個人情報というのは、事業者が個人の行動をいかにして取るかということです。公務員同士の秘密じゃないんですよ。個人の事業者、会社が個人のいろんな面で取りたいがために直したと思うんです、趣旨はですね。法律改正・・・例えば、私がいつどこの店で何を買いました、どこの病院に行きました、どこに預貯金があるか、こちらは税と社会保障ですから年金はどう溜まっているか、税金はどうか、それを・・・、侵入してきていることへの改正だと思うんですよ。事業者。そこをいかにして、我われが防波堤を築くかということです。

ところが、もう一度聞きますけれども、TKCは民間企業でしょう。その辺に対する・・・、技術者・・・。こんなこと言ったら役場の職員には申し訳ないですけども、プログラマーもいない、全て委託でしょう。全てのことはTKCに委託・・・。頭脳が、データが全部栃木県に行っているわけです。松崎町の予算、特別会計から何から全てのデータ、いろんな個人の情報、生年月日しかり、固定資産税がどんかい、資産がどんかい、全てデータが行っているじゃないですかTKCに。入っているじゃないですか、コンピュータに。その・・・、いわゆるサイバー攻撃を受けた場合にどうするんですか。あるいは、こんなことを言っては申し訳ないんですけども、職員の守秘義務が・・・。民間ですから、その辺を防御するにはどうしたらいいかということです。

○総務課長（山本秀樹君） TKCとか、そういう、そのほかにもいろんな民間のそういうシンクタンク等の事業所があります。そういうところはやっぱりそれなりに自覚を持って、そして誇りを持って、そういうところ以外の民間の事業者も皆さんやっていることだと思います。そういうことで、ただ、そこがもしセキュリティが破られて漏えいしたらどうするのかということは、それは、要はそこでそのTKCとか、そういう民間事業者に問題があればそこは当然責任を追及されるでしょうし、問題が・・・、そこで責任があるかないかというのは、その後のちの裁判等の結果になるでしょうけれど。いずれにしても、そういう事業者自体が、そういうことのないように、信用問題になりますので、そこは一生懸命やってくれると我われは信じて委託をしています。そこを疑ってかかれば、極端な話、何も委託できない。銀行にもお金を預けられないというような形になるでしょうから、その辺はそれなりに信用して事業を委託しているというものでございます。

それから例えば職員等が自分の意志でとか、不注意で漏えいをさせたということになれば

ば、これは職員の過失等があれば、町の罰則規定に基づいて処分されていくというような形になるわけです。いずれにしても仮定でこうなった場合、どうなった場合はどうだということで、処分等がある場合は処分されますけれども、そういうことが起きないように、今セキュリティを十分に手厚くして対応しようというようなことですので、そういうことが起きないようにしているので、起きた場合は過失があれば当然そのようなことになるということです。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○5番（藤井 要君） セキュリティの関係ですけれども、これは役場の中に情報管理部みたいなもので、例えば、1人で入力しないで、入力するときには、誰かがそばにいたりとか、2人で管理する、そうしないと違う入力をされて困るわけですので、そういうチェック体制というのは、いま作る・・・、そういう気はないんですか。

○総務課長（山本秀樹君） 当然昨日も説明したとおり、担当者とかを決めるとか、仕事の進め方を決めるとか、それぞれの、例えば税の部分、福祉の部分、それぞれでやり方を決めていきますので、そういう場合にはその辺のチェック体制は当然入ってきます。その辺の確認をしながら処理をしていくということに・・・、仕事のスケジュールとしてなっていくことになります。

○5番（藤井 要君） ですから、入力するときに2人でやるかということを使ったわけですよ。ですから、入力する、そして移る。それをそばにいてチェックする。これはよそでもみんなそうでしょうけれども、そういう体制を取るのかということを私は聞いたかった。そして、例えば、その記録を入力するのにパソコンがどこにあるか知りませんが、1カ所にあって、そこだけとか、入力する場所はそこだけとか、どこでも入力するということだとこれはまたそういう情報が誰でも閲覧できたり、入力することはちょっと人間魔がさしてやれるかもしれない。そういう場所を作ったりとかという考えはあるのかということですけども。

○総務課長（山本秀樹君） まず2人で並んで入力するかどうかということですけど、入力したあと、読み合わせをするとか、その辺のやり方はいろいろあると思います。それは、それぞれの担当課で必ずチェック体制を作って対応するということになっていますので、その辺はいずれにしても、もう一つの目で見ると、もう二つの目で見るとというような形に当然なってくると思います。

それから先ほど言ったように、情報系と基幹系は分かれております。それで、やる場合は自分の暗証番号等を使って、その担当者しか入れないような形になりますので、誰でも覗けるというものではありません。昨日も説明したとおり扱える人は決まってきます。その系統も情報系とは隔離されているというようなことで、今あるシステムの中では、原則そういう間違いは・・・、原則というのは、絶対ということはなかなか難しいから、原則という言葉を使いますが、そこは分けているので、そういう可能性はまずないというような体制をいま作っているということです。

ただ、新たないろいろな手が出てくるので、その辺がまたイタチごっこになるということもあるので、その辺は完璧ということではあえて言いませんけれども。そこは常にそういう兆候があれば、またそれに被せていくという形で、随時新しいものに更新していくということがありますので、何しろ、そういう情報漏えい等が起きないような体制を作っていきますので、一つご理解をお願いしたいと思います。

○5番（藤井 要君） 最後に、情報は接続させないように情報は1回フロッピーに落として、そしてその情報をフロッピーを持って入力すると。たぶんそういうシステムなんかをよそではやっているんじゃないかと思うんですけども、松崎もそういう・・・、だから、もうお互いに被せあってつなげるんじゃなくて、一旦情報系をとったらフロッピーならフロッピーに落として、そして今度は違う・・・、今度はこっちでパソコンで入力すると。だから、全然つながってないわけですよ。たぶんそういうシステムを取っているんだと思いますけれども。

だから、これから担当も部署で決めるということになりますけれども、その上に、一番親方としてと言ったらおかしいかもしれないけれど、総務課長になるのか、そういうのをチェック体制をしっかりと築いてもらいたいと思います。

○総務課長（山本秀樹君） まだこの制度もこれからいろんな分野で始まっていくということになりますので、細かい事務の流れ等もまだ実際に来ていない状況なので、いずれにしても、具体的な部分について、いま番号の発送のところだけですので、それぞれの業務がどこでどういうふうな形でやるのかというところについては、今後各担当課で話し合って決めていくと、そこは電算係とか、いま対応しているのは、電算係、総務課、あとは、福祉、税務課、そういうところで情報交換をしながら確認体制を作っていただいております。

それから、あくまでも、原則この操作をするのは、基幹系の機械で操作をするというのが

大原則のわけです。たまたま何かのときに、自分の情報系の方に持って行って仕事をしなければいけないときがある。そういうときには、議員がおっしゃったとおり、媒体に落とし、入れて、またそこから媒体に抜いちゃうというような形をして、何しろ情報系の機械には残さないというようなことで対応しているということです。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○3番（長嶋精一君） もうすでにやっておられると思うんですけど、その大切な情報というのを職員が自宅に持ち帰ったり、あるいはその・・・、まあ、そういうことですね。そういうことが絶対ないようなシステムにはなっているわけですね。

○総務課長（山本秀樹君） 役場の中の情報を家に持ち帰ってということは、今はやりません。そういう形になっています。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○2番（渡辺文彦君） 直接この法案の内容に関わる問題ではないんですけども、いま話をきいていると、セキュリティに関してかなり費用的な面がかかるんじゃないかと思うんですけども、今回これにあたって、導入にあたってかなりの経費がかかるんじゃないかと・・・、その辺の経費の方は国が面倒をみてくれるんですかね。自治体の自己負担ですかね。それを一つ確認したいんですけども。

○総務課長（山本秀樹君） システムの・・・、いろんなケースがあるわけですけども、システムの改修費とか、その辺については国が2分の1、今回の補正等にも入っています。2分の1の負担があるとか、全部国の方でよこす場合とか、いろいろまちまちでございます。

いずれにしても、まるまる町で持たなければならないという部分はなかったと思います。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第47号 松崎町個人情報保護条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（稲葉昭宏君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前 9時52分）

---